

ねんさんがつ 2004年3月25日(木) 七生福祉園溺死事件損害賠償訴訟公判記録

ぶんせき ななお ふくし えん できし じけん あき かいじむきよく
文責 七生福祉園溺死事件を明らかにする会事務局

とうきょう ちほう さいばんしょ 626 号法廷
東京 地方裁判所 626号法廷

さいばんちょう 裁判長	かいあみ まこと 貝阿彌 誠	→	さいばんちょう 裁判長
さ ばいせきさいばんかん 左陪席 裁判官	みずの ゆうこ 水野 有子	→	さ さいばんかん 左裁判官
う ばいせきさいばんかん 右陪席 裁判官	ほりうち もとしろ 堀内 元城	→	う さいばんかん 右裁判官

げんこくがわ
原告側

おおいしこういちろう べんごし → おおいしべん
大石剛一郎弁護士 大石 弁

くろさきたかし べんごし → くろさきべん
黒寄隆 弁護士 黒寄 弁

ひこくがわ
被告側

たく しまこうじ べんごし → じぎょうだんべん
多久島耕治弁護士 事業団 弁

はっとりくにひこ べんごし → A I U 弁 1
服部 邦彦弁護士

はなざき はまこ べんごし → A I U 弁 2
花崎浜子弁護士

ぼうちょうせき めい
傍聴 席 14名

かいてい
～ 開廷 ～

さいばんちょう げんこく じゅんびしょめん ちんじゅつ
裁判長 原告らは、準備 書面 2 と 陳述 ですね。

ひこく じぎょうだん じゅんびしょめん ちんじゅつ
被告事業団は、準備 書面 3 と 陳述 ですね。

こう ごうしょう まえ もら
甲 20号 証 とその前は貰ったかな。

くろさきべん くわ ひょう おだ
黒寄 弁 詳しく 表 をつけてお出ししました。

さいばんちょう ごうしょう いか せつめい
裁判長 20号 証 以下の説明はあるけど。

くろさきべん いちがつ にちづけ
黒寄 弁 1月8日付のものです。

さいばんちょう
裁判長 ありました。

ごうしょう いか げんぼん おだ くだ
1号 証 以下の原本があるものをお出し下さい。

くろさきべん じかい せいり おだ
黒寄 弁 次回整理してお出しします。

さいばんちょう おつ
裁判長 乙は。

じぎょうだんべん
事業団 弁 11から22までです。

さいばんちょう
裁判 長

1 1 以下、^{いか} 原本^{げんぽん} ありますね。

じぎょうだんべん
事業団 弁

1 1 は、乙 8 号 証^{おつ ごうしょう} が原本^{げんぽん} でないんじゃないか、ということでした
が、これ(^{ていしゅつ} 提出 したもの)が原本^{げんぽん} でした。

それを乙 1 1 号 証^{おつ ごうしょう} で説明^{せつめい} しています。

乙 8 号 証^{おつ ごうしょう} は追加^{ついか} したんじゃないか、ということでした。

さいばんちょう
裁判 長

乙 8 号 証^{おつ ごうしょう} をもう一度お見せいただけますか。

じぎょうだんべん
事業団 弁

一括^{いっかつ} して決済^{けっさい} をとっておりまして、3 行^{ぎょう} を追加^{ついか} して書いてありま
すが、原本^{げんぽん} です。

さいばんちょう
裁判 長

コピーの部分^{ぶぶん} と原本^{げんぽん} とが。

じぎょうだんべん
事業団 弁

課長^{かちょう} に注意^{ちゅうい} されて、書^か いたということです。

さいばんちょう
裁判 長

1 1 は、経過^{けいか} を書^か いてあるんですね。

乙 1 2 から 2 1 まで原本^{げんぽん} ですね。

じぎょうだんべん
事業団 弁

はい。

さいばんちょう
裁判 長

2 2 は写^{うつ} しですね。

じぎょうだんべん
事業団 弁

はい。

さいばんちょう
裁判 長

それで、裁判所^{さいばんしょ} としては、進^{すすむ} さんが眼球^{がんきゅう} 上^{じょう} 転^{てん} になった時^{とき}、ど
ういう 状況^{じょうきょう} であったのか、ということで 陳述^{ちんじゅつ} 書^{しょ} を提出^{ていしゅつ} しても
らったのですが、人証^{にんしょう} を調べようと思うが、施設^{おも} の 職員^{しせつ} の方^{しょういん} と、
一時帰宅^{いちきたく} した時^{とき} の 両親^{りょうしん} か家族^{かぞく} を。

申請^{しんせい} されますか。

くろさきべん
黒 寄 弁

はい、します。

さいばんちょう
裁判 長

施設^{しせつ} 職員^{しょういん} は必^{かなら} ず。

家族^{かぞく} は。

くろさきべん
黒 寄 弁

します。

さいばんちょう
裁判 長

どなたにするかは。

陳述^{ちんじゅつ} して 人証^{にんしょう} 申請^{しんせい} して下^{くだ} さい。

事業団^{じぎょうだん} は何人^{なんにん} がいらっしゃいますか。

ばめん ちが ふたり
場面が違うが、二人くらい。

じぎょうだんべん
事業団 弁 寮の責任者で、乙12号証の陳述者である猪俣。

それと、誰にするか・・・

さいばんちょう
裁判 長 検討して下さい。

なんにん ひこく がわ けんとう じょう さいばんしょ けんとう
何人かは被告側で検討されて、その上で裁判所が検討します。

おおいしべん
大石 弁 原告の方からも、職員を申請していいですか。

さいばんちょう
裁判 長 保険の関係は、議論がありうる。

どういうことでなくなったのか、そこである程度心象を得て、と思
っているのだからちょっと待って下さい。

じじ かい しら
次々回は調べます。

げんこく ちんじゅつ
原告は陳述にどのくらいかかりますか。

くろさきべん
黒 寄 弁 通常の時間くらい。

さいばんちょう
裁判 長 どれくらいですか。

しがつ にち じゅうじ ふん
4月22日 10時45分はどうですか。

さいばんちょう
裁判 長 被告は、てんかん発作という推測ですか。

じぎょうだんべん
事業団 弁 死亡診断書によると。

よくわかりませんが、死亡診断書によると。

さいばんちょう
裁判 長 仮にてんかん発作だとすると、事業団の責任は薄い。

くろさきべん
黒 寄 弁 そんなことはないと思います。

さいばんちょう
裁判 長 問題は、てんかんかどうか、眼球上転にからんでいるか。

がんきゅうじょうてん げんいん できし
眼球上転が原因だとすると、じゃあどうしてああいう溺死をし
たのか。

ゆぶね とき がんきゅうじょうてん
湯船にいた時、眼球上転になったのか。

ふる はい とき がんきゅうじょうてん
お風呂に入る時、眼球上転でつまずいたのか。

とくてい
特定されるものとしては。

くろさきべん
黒 寄 弁 はっきりしたほうがいいということですか。

さいばんちょう
裁判 長

がんきゅうじょうてん ひんばん
眼球 上 転は、かなり 頻繁にある。

ひこく がわ あんぜん じこ
被告側によると、いくらあっても、安全だ、事故になることはない。

げんこく みまわ
原告は、しばしばあるんだから、見回りとか、そういうことをする
ひつよう
必要があった。

できし がんきゅうじょうてん げんいん がいらい
溺死のタイミングによって、眼球 上 転が原因とすると、外来で
い
ないと言えるのか。

できし
もがいていて溺死だと、どうなのかな。

べん
A I U 弁 2 がいしょう ほとん ころ とくてい
外傷は殆どないから、つまりいて転んだ、は特定しがたい。

がんきゅうじょうてん くすり ふくさよう もともと
眼球 上 転がきっかけだとすると、薬の副作用だとすると、元々
ないいんせい
のきっかけは内因性。

さいばんちょう
裁判 長

ないいんせい とくてい
きっかけが内因性だと特定されるのか。

しんせいしょ いちしゅうかんまえ おねが
申請書は一週間前にはお願いします。

へいてい
～ 閉廷 ～